告示

○消防庁告示第十三号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十八条の三第六項の規定に基づき、誘導灯及び誘導標識の基準（平成十一年消防庁告示第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　消防庁長官　久保　信保

第二第一号中「ＪＩＳ」の下に「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）」を加える。

第五第一号中「（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）」を削り、同第三号中㈣を㈤とし、㈢を㈣とし、㈡を㈢とし、㈠の次に次のように加える。

㈡　電気エネルギーにより光を発する誘導標識の構造は、第一号㈠から㈤までに定めるところによるほか、次に定めるところによること。

イ　規則第二十四条第三号の規定の例により電源を設けること。

ロ　電気工作物に係る法令の規定により配線を設けること。

第六中「誘導灯」の下に「及び電気エネルギーにより光を発する誘導標識」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○消防庁告示第十四号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年八月二十六日　消防庁長官　久保　信保

別記様式第七を次のように改める。

別記様式第７　①

ハロゲン化物消火設備試験結果報告書

試験実施日　　年　　月　　日

試験実施者

住　所

氏　名　　印

設置場所	設置階	防護対象物の種別		
放出方式	固定式　全域放出方式　局所放出方式		設計放出時間	sec
	移動式		設計放出時間	sec

試験項目			種別・容量等の内容	結果
	貯蔵消火剤等		種別　量　kg	
	設置場所等	設置場所	——	
		表示・標識	——	

外観試験	貯蔵容器等	機器	貯蔵容器	——	
			蓄圧値（蓄圧式に限る。）	MPa	
			充てん比	——	
			容器弁	——	
			容器弁開放装置	——	
			安全装置・破壊板	——	
	加圧用ガス容器	設置場所等			
		機器	加圧容器	——	
			安全装置・容器弁	——	
		加圧用ガス	種別	——	
			ガス量	kg	
	起動用ガス容器	設置場所等			
		機器	構造等	——	
			容器弁	——	

ハロゲン化物消火設備　②

試験項目				種別・容量等の内容	結果
外観	選択弁	設置場所等	設置場所		
			表示	——	
		機器	導管接続部	——	
			構造	——	
	起動装置	手動起動装置	設置場所等	設置場所	
				設置位置	——
				設置高さ	床面からの高さ　m
				設備表示	——
				取扱表示	——
			機器	塗色等	——
				防護措置	——
				表示灯	——
				スイッチ	——